

事業内職業能力開発計画(個票2)

2 従業員のキャリア形成に即した配置その他の雇用管理に関する配慮

- ・昇格・人事考課に関する事項

ドリームモータースクール昇格運用基準

I 等級

- ・正規従業員として採用した時点から I 等級に格付けする。
- ・教習指導員候補は資格取得後、選任を受けた直近 1 日(1 日選任の場合は同日付)から II 等級に格付けする。
- ・事務職等は5年以上の実務経験があり能力があると認められた場合には翌年4月1日に II 等級へ昇級させる。但し、昇級時の直近3年以内で<B上>以上の評価が2回以上あること。
- ・教習指導員選任日の翌月(1 日選任の場合は当月)から職能手当を支給する。
- ・教習開始日より実績に基づいて教習手当を支給する。
- ・成績優秀な者は、上記の基準にかかわらず会社選考で II 等級へ昇級させることができる。

II 等級

- ・中途採用した教習指導員有資格者で1年以上の実務経験を有する者は II 等級に格付けする。
- ・II 等級昇級者には等級加給を支給する。
- ・教習指導員、事務職等で職務を遂行する能力が備わったと認められた者は在ランク7年をもって III 等級へ昇級させることができる。但し、昇級時の直近3年以内で<B上>以上の評価が2回以上あること。
- ・指導員職で教習に携わる者については教習手当を支給するが、有給休暇・病欠・欠勤等で教習しない場合は除く。
- ・成績優秀な者は、上記の基準にかかわらず会社選考で III 等級へ昇級させることができる。

III 等級

- ・当該等級の職務を遂行する能力が備わったと認められた者は在ランク7年をもって IV 等級へ昇級させるが、昇級時の直近3年以内で<B上>以上の評価が2回以上であること。
- ・成績優秀な者は、上記の基準にかかわらず会社選考で IV 等級へ昇級させることができる。

IV 等級

- ・当該等級の職務を遂行する能力が備わったと認められた者は在ランク8年以上をもって V 等級へ昇級させるが、昇級時の直近3年以内で<B上>以上の評価が3回以上あり、かつ会社選考の上昇格させる。
- ・成績優秀な者は、上記の基準にかかわらず会社選考で V 等級へ昇級させることができる。

V 等級

- ・当該等級の職務を遂行する能力が備わったと認められた者のうち成績優秀で、所属長の推薦を受けた者は会社選考により上位(年俸制5職務)に昇格させることができる。

その他

- ・上記の基準Ⅰ～Ⅲ等級の中で基準に満たない者について、会社が認めた場合は昇級させることがある。
- ・昇級時の評価基準(直近3年以内)は定期昇給時(毎年4月)における評価をいう。

ドリームモータースクール勤務評価制度

勤務評価制度の概略および運用は、別に定める『ドリームモータースクール評価制度』に則り運用する。
各等級の勤務評価内容は、別に定める『能力・適性の把握及び指導の記録』『能力・実績の記録』記載の項目に従い評価を行う。